資料４

旧（令和４年４月）

（ウ）市危機管理監（危機管理監）
市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。
（エ）市本部員（各部の長）
市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。
（オ）市本部連絡員（各部の長及び区本部長が指名する職員）
市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区本部と市本部との連絡にあたる。なお、市本部連絡員の参集については市本部から指示する。
（カ）緊急本部員（勤務時間外に市本部が設置される場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員）
市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。

イ　区本部長等の職務
（ア）区本部長（区長）
市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。
当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。
（イ）区副本部長（副区長等）
区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。
（ウ）緊急区本部員（勤務時間外に区本部が設置される場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員）
区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

（３）分掌事務
ア　市本部の各部の長となる者及び分掌事務は以下のとおりである。
なお、各部の災害時の組織及び対応計画は、各部で作成する防災組織計画で定める。

名　　称 （部　長）	部に属する 部局	分掌事務
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室	□職員の動員指令に関すること □防災指令等本部長の命令伝達に関すること □災害対策の総合調整に関すること □災害対策本部の庶務に関すること □応援要請・自衛隊派遣要請に関すること □災害救助法の事務に関すること □災害復興の連絡調整に関すること □情報の収集及び伝達に関すること □災害に関する広報（緊急情報）に関すること □各部、各区本部との連絡に関すること □防災行政無線の通信の統制に関すること □災害記録に関すること □本部長の特命事項に関すること □他の所管に属しないこと
政策企画部 （政策企画室長）	政策企画室	□本部長・副本部長の秘書に関すること □国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること □災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること □報道機関との連絡調整に関すること □広聴活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
議会部 （市会事務局長）	市会事務局	□災害に対する議会活動に関すること □本部長の特命事項に関すること

新（修正素案）

（ウ）市危機管理監（危機管理監）
市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。
（エ）市本部員（各部の長）
市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。
（オ）市本部連絡員（各部の長及び区本部長が指名する職員）
市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区本部と市本部との連絡にあたる。なお、市本部連絡員の参集については市本部から指示する。
（カ）緊急本部員（勤務時間外に市本部が設置される場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員）
市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。

イ　区本部長等の職務
（ア）区本部長（区長）
市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。
当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。
（イ）区副本部長（副区長等）
区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。
（ウ）緊急区本部員（勤務時間外に区本部が設置される場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員）
区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

（３）分掌事務
ア　市本部の各部の長となる者及び分掌事務は以下のとおりである。
なお、各部の災害時の組織及び対応計画は、各部で作成する防災組織計画で定める。

名　　称 （部　長）	部に属する 部局	分掌事務
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室	□職員の動員指令に関すること □防災指令等本部長の命令伝達に関すること □災害対策の総合調整に関すること □災害対策本部の庶務に関すること □応援要請・自衛隊派遣要請に関すること □災害救助法の事務に関すること □災害復興の連絡調整に関すること □情報の収集及び伝達に関すること □災害に関する広報（緊急情報）に関すること □各部、各区本部との連絡に関すること □防災行政無線の通信の統制に関すること □災害記録に関すること □本部長の特命事項に関すること □他の所管に属しないこと
政策企画部 （政策企画室長）	政策企画室	□本部長・副本部長の秘書に関すること □国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること □災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること □報道機関との連絡調整に関すること □広聴活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
議会部 （市会事務局長）	市会事務局	□災害に対する議会活動に関すること □本部長の特命事項に関すること

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・共通編）

資料４

旧（令和４年４月）			新（修正素案）		
市民部 （市民局長）	市民局	□区庁舎等の防災及び整備、復旧に関すること □ボランティアの調整に関すること □義援金品の受領、保管及び配分に関すること □配送班に関すること □生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること □本部長の特命事項に関すること	市民部 （市民局長）	市民局	□区庁舎等の防災及び整備、復旧に関すること □ボランティアの調整に関すること □義援金品の受領、保管及び配分に関すること □配送班に関すること □生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること □本部長の特命事項に関すること
総務部 （総務局長）	総務局	□本庁舎の防災に関すること □職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること □職員の衛生管理に関すること □被災職員の調査、救援に関すること □他の自治体からの職員の受援に関すること □応援班編成に関すること □本部長の特命事項に関すること	総務部 （総務局長）	総務局	□本庁舎の防災に関すること □職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること □職員の衛生管理に関すること □被災職員の調査、救援に関すること □他の自治体からの職員の受援に関すること □応援班編成に関すること □本部長の特命事項に関すること
デジタル統括部 （デジタル統括室長）	デジタル 統括室	□情報システムについての復旧等に関すること □中央情報処理センターの防災に関すること □本部長の特命事項に関すること	デジタル統括部 （デジタル統括室長）	デジタル 統括室	□情報システムについての復旧等に関すること □中央情報処理センターの防災に関すること □本部長の特命事項に関すること
財政部 （財政局長）	財政局	□災害に関する予算及び財政に関すること □市税の減免に関すること □災害船の借り入れ並びに配船に関すること □本部長の特命事項に関すること	財政部 （財政局長）	財政局	□災害に関する予算及び財政に関すること □市税の減免に関すること □災害船の借り入れ並びに配船に関すること □本部長の特命事項に関すること
契約管財部 （契約管財局長）	契約管財局	□救援物資、緊急資材の調達に関すること □災害車の借り入れ並びに配車に関すること □応急仮設住宅地の情報提供に関すること □本部長の特命事項に関すること	契約管財部 （契約管財局長）	契約管財局	□救援物資、緊急資材の調達に関すること □災害車の借り入れ並びに配車に関すること □応急仮設住宅地の情報提供に関すること □本部長の特命事項に関すること
計画調整部 （計画調整局長）	計画調整局	□危機管理部の災害記録作成への協力に関すること □被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること □都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること	計画調整部 （計画調整局長）	計画調整局	□危機管理部の災害記録作成への協力に関すること □被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること □都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市交通部 （都市交通局長）	都市交通局	□大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること	都市交通部 （都市交通局長）	都市交通局	□大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
福祉部 （福祉局長）	福祉局	□被災高齢者、障がい者等の保護に関すること □救援物資の配分及び輸送に関すること □福祉施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること	福祉部 （福祉局長）	福祉局	□被災高齢者、障がい者等の保護に関すること □救援物資の配分及び輸送に関すること □福祉施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
健康部 （健康局長）	健康局	□医療救護に関すること □飲料水及び食品衛生に関すること □予防、防疫に関すること □医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること	健康部 （健康局長）	健康局	□医療救護に関すること □飲料水及び食品衛生に関すること □予防、防疫に関すること □医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
こども青少年部 （こども青少年局長）	こども 青少年局	□青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること □被災児童の保護に関すること □本部長の特命事項に関すること	こども青少年部 （こども青少年局長）	こども 青少年局	□青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること □被災児童の保護に関すること □本部長の特命事項に関すること
経済戦略部 （経済戦略局長）	経済戦略局	□救援物資の調達計画に関すること □スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること □商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること □中小企業の災害復旧資金に関すること □観光客への支援に関すること □外国人に対する多言語による情報提供に関すること □駐日外国公館等との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること	経済戦略部 （経済戦略局長）	経済戦略局	□救援物資の調達計画に関すること □スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること □商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること □中小企業の災害復旧資金に関すること □観光客への支援に関すること □外国人に対する多言語による情報提供に関すること □駐日外国公館等との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
万博推進部 （万博推進局長）	万博推進局	□公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること	万博推進部 （万博推進局長）	万博推進局	□公益<u>社団</u>法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関すること □<u>一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンとの連絡調整に関すること。</u> □本部長の特命事項に関すること

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・共通編）

資料４

旧（令和４年４月）			新（修正素案）		
市場部 （中央卸売市場長）	中央卸売市場	□救援食料（副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関すること □食料（副食等）の需給状況等の調査に関すること □中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること	市場部 （中央卸売市場長）	中央卸売市場	□救援食料（副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関すること □食料（副食等）の需給状況等の調査に関すること □中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
環境部 （環境局長）	環境局	□被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む） □火葬に関すること □局施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること	環境部 （環境局長）	環境局	□被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む） □火葬に関すること □局施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市整備部 （都市整備局長）	都市整備局	□本庁舎の応急修理に関すること □建築物の応急危険度判定活動に関すること □本部その他施設の通信設備に関すること □応急仮設住宅の供与に関すること □市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること □市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること □被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること □被災住宅に対する融資等に関すること □市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること □本部長の特命事項に関すること	都市整備部 （都市整備局長）	都市整備局	□本庁舎の応急修理に関すること □建築物の応急危険度判定活動に関すること □本部その他施設の通信設備に関すること □応急仮設住宅の供与に関すること □市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること □市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること □被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること □被災住宅に対する融資等に関すること □市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること □本部長の特命事項に関すること
建設部 （建設局長）	建設局	□水防対策全般の企画、運営に関すること □水防事務組合との連絡に関すること □堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること □河川関係障害物の除去に関すること □道路関係障害物の除去に関すること □下水道施設の防災及び復旧に関すること □公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること	建設部 （建設局長）	建設局	□水防対策全般の企画、運営に関すること □水防事務組合との連絡に関すること □堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること □河川関係障害物の除去に関すること □道路関係障害物の除去に関すること □下水道施設の防災及び復旧に関すること □公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
大阪港湾部 （大阪港湾局長）	大阪港湾局	□港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること □救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること □海務関係官庁との連絡調整に関すること □在港船舶対策及び港湾の流木に関すること □在港地帯の津波対策に関すること □本部長の特命事項に関すること	大阪港湾部 （大阪港湾局長）	大阪港湾局	□港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること □救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること □海務関係官庁との連絡調整に関すること □在港船舶対策及び港湾の流木に関すること □在港地帯の津波対策に関すること □本部長の特命事項に関すること
会計部 （会計室長）	会計室	□災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること □金融機関との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること	会計部 （会計室長）	会計室	□災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること □金融機関との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
消防部 （消防局長）	消防局	□消防に関すること □災害による被害の軽減に関すること □被災者の救急救助に関すること □危険物等の処置に関すること □本部長の特命事項に関すること	消防部 （消防局長）	消防局	□消防に関すること □災害による被害の軽減に関すること □被災者の救急救助に関すること □危険物等の処置に関すること □本部長の特命事項に関すること
水道部 （水道局長）	水道局	□応急給水に関すること □水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること	水道部 （水道局長）	水道局	□応急給水に関すること □水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
教育部 （教育長）	教育委員会事務局	□児童生徒の避難誘導及び受入に関すること □児童生徒の被災状況の把握に関すること □被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること □学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること □避難所開設及び運営への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること	教育部 （教育長）	教育委員会事務局	□児童生徒の避難誘導及び受入に関すること □児童生徒の被災状況の把握に関すること □被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること □学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること □避難所開設及び運営への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること
第一協力部(注1) （副首都推進局長）	副首都推進局	□本部の指示に基づく他部の防災・応急対策・復旧活動の応援に関すること □本部長の特命事項に関すること	第一協力部(注1) （副首都推進局長）	副首都推進局	□本部の指示に基づく他部の防災・応急対策・復旧活動の応援に関すること □本部長の特命事項に関すること
第二協力部 （市政改革室長）	市政改革室		第二協力部 （市政改革室長）	市政改革室	
第三協力部 （行政委員会事務局長）	行政委員会事務局		第三協力部 （行政委員会事務局長）	行政委員会事務局	

資料４

旧（令和４年４月）

各部共通事項	□本部及び他部との連絡調整に関すること □所管施設等の被害状況の情報収集・報告に関すること □部内業務継続計画の策定と実施に関すること □部内職員の勤怠等の管理、活動計画に関すること

(注１)第一協力部には市民局総合区制度担当を含む

イ　区本部

区本部の各班の分掌事務は以下のとおりである。

庶　務　班	１　各班の連絡調整に関すること ２　各部、関係機関への応援協力要請に関すること ３　災害対策本部との連絡に関すること ４　予算計理に関すること ５　情報の収集、伝達及び広報に関すること ６　義援金品の受付、並びに保管に関すること ７　災害記録（写真・映像含む）に関すること ８　ボランティアの調整に関すること ９　他の班の所管に属しないこと
救　助　班	１　被災者の応急救助に関すること ２　救援物資の調達保管及び配給に関すること ３　罹災・被災証明書の発行に関すること ４　義援金の配分に関すること ５　団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	１　被災者の受入に関すること ２　避難者の誘導に関すること ３　避難所受入状況の把握に関すること
調　査　班	１　被害状況の調査に関すること
保健福祉班	１　被災者の医療救護に関すること ２　防疫・保健衛生に関すること ３　区医師会等との連絡調整に関すること ４　遺体安置に関すること
消　防　班	１　消防に関すること ２　被災者の救急・救助に関すること
教　育　班	１　学校園等との連絡調整に関すること
消防班は市本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

（４）各所属の支援

各所属は、区本部長から災害対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

（５）対策本部の廃止

ア　市本部

市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき

（イ）災害対策活動が概ね完了したとき

（ウ）その他市本部長が市本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区本部

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき

新（修正素案）

各部共通事項	□本部及び他部との連絡調整に関すること □所管施設等の被害状況の情報収集・報告に関すること □部内業務継続計画の策定と実施に関すること □部内職員の勤怠等の管理、活動計画に関すること

(注１)第一協力部には市民局の一部を含む

イ　区本部

区本部の各班の分掌事務は以下のとおりである。

庶　務　班	１　各班の連絡調整に関すること ２　各部、関係機関への応援協力要請に関すること ３　災害対策本部との連絡に関すること ４　予算計理に関すること ５　情報の収集、伝達及び広報に関すること ６　義援金品の受付、並びに保管に関すること ７　災害記録（写真・映像含む）に関すること ８　ボランティアの調整に関すること ９　他の班の所管に属しないこと
救　助　班	１　被災者の応急救助に関すること ２　救援物資の調達保管及び配給に関すること ３　罹災・被災証明書の発行に関すること ４　義援金の配分に関すること ５　団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	１　被災者の受入に関すること ２　避難者の誘導に関すること ３　避難所受入状況の把握に関すること
調　査　班	１　被害状況の調査に関すること
保健福祉班	１　被災者の医療救護に関すること ２　防疫・保健衛生に関すること ３　区医師会等との連絡調整に関すること ４　遺体安置に関すること
消　防　班	１　消防に関すること ２　被災者の救急・救助に関すること
教　育　班	１　学校園等との連絡調整に関すること
消防班は市本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

（４）各所属の支援

各所属は、区本部長から災害対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

（５）対策本部の廃止

ア　市本部

市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき

（イ）災害対策活動が概ね完了したとき

（ウ）その他市本部長が市本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区本部

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき

資料４

旧（令和４年４月）

（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

（６）本部設置・廃止の通知
市長は、市本部及び区本部を設置し、又は廃止したときは速やかに大阪府（危機管理室）その他関係機関に通知するとともに公表する。

１－２　災害対策警戒本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
危機管理監は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を危機管理室に設置する。
区長は市警戒本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を区役所内に設置する。なお、この場合は危機管理監に報告すること。
地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市警戒本部	・市域において震度４（気象庁発表）を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)	・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき(注１) ・避難情報(注２)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)

（注１）台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）この場合は、市長に報告すること。

（２）組織・分掌事務
市警戒本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。区本部には班及び隊を置く。組織図、分掌事務は災害対策本部を準用する。なお、特に必要があると認めるときは、異なる編成をとることができる(注)。また、区本部には自主防災組織等その他の団体を加えることができる。
（注）河川氾濫の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況により変更する。

ア　市警戒本部長等の職務
（ア）市警戒本部長（危機管理監）
市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。
市警戒本部長に事故あるときは、危機管理室長がその職務を代理する。
（イ）市警戒副本部長（危機管理室長）
市警戒本部長を補佐する。
（ウ）市警戒本部員（各部に属する局・室の庶務担当部長又は防災担当部長もしくはこれらに準じる者から各部長が指名する職員）
警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する(注)。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。
(注)気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたときは、危機管理室に警戒本部を設置し、各局・室は情報連絡体制とする。
イ　区警戒本部長等の職務
（ア）区警戒本部長（区長）
市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

新（修正素案）

（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

（６）本部設置・廃止の通知
市長は、市本部及び区本部を設置し、又は廃止したときは速やかに大阪府（危機管理室）その他関係機関に通知するとともに公表する。

１－２　災害対策警戒本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
危機管理監は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を危機管理室に設置する。
区長は市警戒本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を区役所内に設置する。なお、この場合は危機管理監に報告すること。
地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市警戒本部	・市域において震度４（気象庁発表）を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)	・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき(注１) ・避難情報(注２)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)

（注１）台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）この場合は、市長に報告すること。

（２）組織・分掌事務
市警戒本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。区本部には班及び隊を置く。組織図、分掌事務は災害対策本部を準用する。なお、特に必要があると認めるときは、異なる編成をとることができる(注)。また、区本部には自主防災組織等その他の団体を加えることができる。
（注）河川氾濫の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況により変更する。

ア　市警戒本部長等の職務
（ア）市警戒本部長（危機管理監）
市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。
市警戒本部長に事故あるときは、危機管理室長がその職務を代理する。
（イ）市警戒副本部長（危機管理室長）
市警戒本部長を補佐する。
（ウ）市警戒本部員（各部に属する局・室の庶務担当部長又は防災担当部長もしくはこれらに準じる者から各部長が指名する職員）
警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する(注)。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。
(注)気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたときは、危機管理室に警戒本部を設置し、各局・室は情報連絡体制とする。
イ　区警戒本部長等の職務
（ア）区警戒本部長（区長）
市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。
なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

旧（令和４年４月）

（イ）区警戒副本部長（副区長等）
区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（３）警戒本部の廃止
ア　市警戒本部
市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に、市長に報告のうえ廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）市本部が設置されたとき
（エ）その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区警戒本部
区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

１－３　現地災害対策本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
一定の地域において、大規模な災害が発生又は相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときは、市本部長又は市警戒本部長は、現地災害本部（以下「現地本部」という。）を災害現場周辺の適切な場所に設置する。
設置基準は以下のとおりとする。
ア　大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき
イ　相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき
（２）組織・所掌事務
現地本部の組織及び現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて市本部長又は市警戒本部長が指示、指名する。現地本部長は、現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。
現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
ア　災害の現状及び災害対策活動の実施状況等に関する情報の収集・伝達
イ　現地で実施する災害対策活動の円滑化を図るための調整
ウ　その他市本部長の特命事項
（３）現地本部の廃止
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　災害対策活動が概ね完了したとき
ウ　その他市本部長が現地本部の必要がなくなったと認めたとき

１－４　情報連絡体制

（１）設置場所・設置基準
市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときは、各所属長（教育委員会事務局においては教育長。以下同様とする。）は相互に情報連絡が可能な体制（以下「情報連絡体制」という）を設ける。
地震・津波、風水害における設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
連絡体制	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注1) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注2) ・その他危機管理監が必要と認めたとき

（注１）津波注意報のみ発表された場合は、危機管理室、政策企画室、総務局、福祉局、健康局、こども青少年局、経済戦略局、建設局、大阪港湾局、消防局、水道局、教育局と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
※津波避難対象区は津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。
（注2）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

新（修正素案）

（イ）区警戒副本部長（副区長等）
区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（３）警戒本部の廃止
ア　市警戒本部
市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に、市長に報告のうえ廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）市本部が設置されたとき
（エ）その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区警戒本部
区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

１－３　現地災害対策本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
一定の地域において、大規模な災害が発生又は相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときは、市本部長又は市警戒本部長は、現地災害本部（以下「現地本部」という。）を災害現場周辺の適切な場所に設置する。
設置基準は以下のとおりとする。
ア　大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき
イ　相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき
（２）組織・所掌事務
現地本部の組織及び現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて市本部長又は市警戒本部長が指示、指名する。現地本部長は、現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。
現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
ア　災害の現状及び災害対策活動の実施状況等に関する情報の収集・伝達
イ　現地で実施する災害対策活動の円滑化を図るための調整
ウ　その他市本部長の特命事項
（３）現地本部の廃止
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　災害対策活動が概ね完了したとき
ウ　その他市本部長が現地本部の必要がなくなったと認めたとき

１－４　情報連絡体制

（１）設置場所・設置基準
市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときは、各所属長（教育委員会事務局においては教育長。以下同様とする。）は相互に情報連絡が可能な体制（以下「情報連絡体制」という）を設ける。
地震・津波、風水害における設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
連絡体制	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注1) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注2) ・その他危機管理監が必要と認めたとき

（注１）津波注意報のみ発表された場合は、危機管理室、政策企画室、総務局、福祉局、健康局、こども青少年局、経済戦略局、建設局、大阪港湾局、消防局、水道局、教育局と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
※津波避難対象区は津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。
（注2）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

資料４

旧（令和４年４月）

（２）業務内容
　危機管理室に市全体の事務局を設け、各所属長から指名を受けた職員が速やかに情報連絡を行う職務にあたる。
（３）体制の解除
　ア　被害の発生するおそれが解消したとき
　イ　その他、危機管理監が情報連絡体制の必要がなくなったと認めたとき

表　組織体制等一覧（参考）

体制	設置者	設置基準		設置場所
		地震・津波	風水害等	
市本部	市長	・市域において震度５弱以上の観測がされたとき ・大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	市庁舎内 ※設置できない場合は阿倍野防災拠点
区本部	区長	・市本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内 ※設置できない場合は代替場所
市警戒本部	危機管理監	・市域において震度４の観測がされたとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報(注2)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室
区警戒本部	区長	・市警戒本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内
現地本部	市本部長又は市警戒本部長	・大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき ・相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき		災害現場周辺の適切な場所
情報連絡体制	各所属長	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注3) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注4) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室に事務局を設置、各所属は所属内に設置

（注1）府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注2）「応急・復旧・復興対策計画」第２節2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注3）津波警報又は津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
　※「津波避難対象区」
　　津波による浸水が想定される区（17区）とするが、活動状況により変更する。
（注4）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

第２節　動員配備体制

新（修正素案）

（２）業務内容
　危機管理室に市全体の事務局を設け、各所属長から指名を受けた職員が速やかに情報連絡を行う職務にあたる。
（３）体制の解除
　ア　被害の発生するおそれが解消したとき
　イ　その他、危機管理監が情報連絡体制の必要がなくなったと認めたとき

表　組織体制等一覧（参考）

体制	設置者	設置基準		設置場所
		地震・津波	風水害等	
市本部	市長	・市域において震度５弱以上の観測がされたとき ・大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	市庁舎内 ※設置できない場合は阿倍野防災拠点
区本部	区長	・市本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内 ※設置できない場合は代替場所
市警戒本部	危機管理監	・市域において震度４の観測がされたとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報(注2)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室
区警戒本部	区長	・市警戒本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内
現地本部	市本部長又は市警戒本部長	・大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき ・相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき		災害現場周辺の適切な場所
情報連絡体制	各所属長	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注3) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注4) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室に事務局を設置、各所属は所属内に設置

（注1）府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注2）「応急・復旧・復興対策計画」第２節2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注3）津波警報又は津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
　※「津波避難対象区」
　　津波による浸水が想定される区（17区）とするが、活動状況により変更する。
（注4）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

第２節　動員配備体制

資料４

旧（令和４年４月）

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員を動員して配備を行う。

各所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに分掌事務遂行のための体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

２－１　動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動　員　種　別　表

種別	災害状況	対象
1 号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2 号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3 号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4 号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する~~（３号動員の指定職員には、所属長が自らを指定することができる）。~~

２－２　動員

（１）動員基準・参集場所

ア　地震・津波、風水害等における動員基準、参集場所は次のとおりとする。

動員種別	地震・津波		風水害等	
	動員基準	勤務時間外の参集場所	動員基準	勤務時間外の参集場所
1号	・市域で震度６弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・府域に強い台風(注3)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき ・河川氾濫が発生したときや切迫したとき(注4) ・災害が発生したとき(注4)	所属参集
2号	・市域で震度５強（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に津波警報が発表されたとき(注2)	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・避難情報(注5)を発令したとき(注4)	所属参集

新（修正素案）

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員を動員して配備を行う。

各所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに分掌事務遂行のための体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

２－１　動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動　員　種　別　表

種別	災害状況	対象
1 号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2 号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3 号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4 号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。

２－２　動員

（１）動員基準・参集場所

ア　地震・津波、風水害等における動員基準、参集場所は次のとおりとする。

動員種別	地震・津波		風水害等	
	動員基準	勤務時間外の参集場所	動員基準	勤務時間外の参集場所
1号	・市域で震度６弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・府域に強い台風(注3)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき ・河川氾濫が発生したときや切迫したとき(注4) ・災害が発生したとき(注4)	所属参集
2号	・市域で震度５強（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に津波警報が発表されたとき(注2)	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・避難情報(注5)を発令したとき(注4)	所属参集

資料４

旧（令和４年４月）

	・市域で震度５弱（気象庁発表）を観測したとき	所属参集		
３号	・市域で震度４（気象庁発表）を観測したとき	所属参集	・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき(注6) ・避難情報(注5)を発令するおそれがあるとき ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき(注6)	所属参集
４号	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注2) ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき	所属参集	・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、 ・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注7)	所属参集

(注 1) あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集することとして別に定められた職員は、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。それ以外の職員は自己の勤務先等に参集する。

(注 2) 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合の所属参集は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

(注 3) 府域の予想最大風速（陸上で 30m/s 以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

(注 4) 河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、河川毎の状況や市域の状況により拡大する。

(注 5) 「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報。なお、河川氾濫のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「洪水予報河川及び水位周知河川に関する避難情報発令等実施要領」を高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。

(注 6) 実際の動員体制は危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。

高潮のおそれがある場合に、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、４号動員もしくは３号動員を目安として危機管理監を議長とした警戒体制検討会議で検討し、決定する。

(注 7) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

イ　防潮扉及び水門閉鎖要員について

（ア）参集の基準

勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき

（イ）参集場所

指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたる。

ただし、津波到達までの時間及び退避に必要な時間をもとに算出された退避時刻までに、操作を完了又は中止し、安全な場所に避難すること。

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。

ウ　緊急本部員・緊急区本部員について

（ア）参集の基準

勤務時間外に市域で震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報・津波警報での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度６弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報での自動参集は行わない）とする。

勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

（イ）参集場所

指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。

（２）計画の策定と周知

ア　所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。

なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。

イ　直近参集者及び協力参集者に指定された職員の所属は、直近参集者名簿及び協力参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者及び協力参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。

新（修正素案）

	・市域で震度５弱（気象庁発表）を観測したとき	所属参集		
３号	・市域で震度４（気象庁発表）を観測したとき	所属参集	・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき(注6) ・避難情報(注5)を発令するおそれがあるとき(注4) ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき(注6)	所属参集
４号	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注2) ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき	所属参集	・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、 ・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注7)	所属参集

(注 1) あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集することとして別に定められた職員は、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。それ以外の職員は自己の勤務先等に参集する。

(注 2) 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合の所属参集は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

(注 3) 府域の予想最大風速（陸上で 30m/s 以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

(注 4) 河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、河川氾濫のおそれがある場合は「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合は「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。

(注 5) 「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報。なお、河川氾濫のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。

(注 6) 実際の動員体制は危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。

高潮のおそれがある場合に、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、４号動員もしくは３号動員を目安として危機管理監を議長とした警戒体制検討会議で検討し、決定する。

(注 7) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

イ　防潮扉及び水門閉鎖要員について

（ア）参集の基準

勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき

（イ）参集場所

指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたる。

ただし、津波到達までの時間及び退避に必要な時間をもとに算出された退避時刻までに、操作を完了又は中止し、安全な場所に避難すること。

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。

ウ　緊急本部員・緊急区本部員について

（ア）参集の基準

勤務時間外に市域で震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報・津波警報での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度６弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報での自動参集は行わない）とする。

勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

（イ）参集場所

指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。

（２）計画の策定と周知

ア　所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。

なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。

資料４

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
ウ　各所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者及び協力参集者を、所属が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。 （３）動員の指令 ア　動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。 （ア）勤務時間内における指令の伝達 勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。 （イ）勤務時間外における指令の伝達 勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。 イ　各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。 ウ　各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。 （４）動員の報告 各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。 （５）応援職員の要請 各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。 総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。 市本部長は、市の職員をもっても災害対応に不足すると認められるときは、「応急・復旧・復興対策計画　第７章　協同・協力体制」の定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。	イ　直近参集者及び協力参集者に指定された職員の所属は、直近参集者名簿及び協力参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者及び協力参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。 ウ　各所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者及び協力参集者を、所属が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。 （３）動員の指令 ア　動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。 （ア）勤務時間内における指令の伝達 勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。 （イ）勤務時間外における指令の伝達 勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。 イ　各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。 ウ　各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。 （４）動員の報告 各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。 （５）応援職員の要請 各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。 総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。 市本部長は、市の職員をもっても災害対応に不足すると認められるときは、「応急・復旧・復興対策計画　第７章　協同・協力体制」の定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。